

優良建築物等整備事業(既存ストック再生型)

老朽マンション等において、耐震やアスベスト対策に加え、バリアフリー化や省エネ化等の改修を行うことにより、現在の居住ニーズに合ったストックへの総合的な再生を支援する。

施行区域

- ・全国を対象
- ・敷地に接する道路中心線以内の面積が概ね300㎡以上

対象事業

次の①又は②で行われる改修事業を対象

- ① 10名以上の区分所有者が存する住宅・建築物ストックであること
- ② 次のいずれの要件も満たし、かつ10人以上の区分所有者が存する住宅・建築物ストックであること
 - ・官民連携の協議会が組織されていること
 - ・都市開発方針、その他まちづくり計画に位置付けられた地区

対象建物要件

- ・住宅各戸において、床面積50㎡以上、2部屋以上、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたもの
(上記対象事業②は適用外)
- ・地階を除く階数が原則3階以上
- ・耐火建築物又は準耐火建築物
- ・25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定し、修繕積立金額が計画額と概ね一致

補助率

補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3
 (長期優良住宅の整備を含む場合は、国:2/5、地方:2/5、民間:1/5)

補助対象

下記①～⑤のいずれかの改修に伴う次の費用が対象

- ・調査設計計画の作成に要する費用
- ・共同施設整備費に要する費用

- ① バリアフリー改修
- ② 省エネ改修
- ③ 維持管理対策改修
- ④ 防災対策改修
- ⑤ 子育て支援対応改修

※ただし、耐震や吹付アスベスト対策が未実施の場合は、該当する以下の改修の実施が必須

- ・耐震改修
- ・アスベスト改修

事業着手期限

左記対象事業のうち、
 ①に該当するものについては、令和9年3月31日までに着手した事業

事業イメージ



バリアフリー改修として、エレベーターを設置